

衆議院 通信委員會 會議錄 第十三号

平成九年五月二十二日(木曜日)

午前九時三十四分開議

出席委員

委員長 木村 義雄君

理事 龜井 久興君

理事 熊代 昭彦君

理事 河合 正智君

理事 伊藤 忠治君

理事 川崎 二郎君

理事 佐藤 勉君

理事 坂井 隆憲君

理事 竹本 直一君

理事 山口 俊一君

理事 渡辺 博道君

理事 石垣 一夫君

理事 神崎 武法君

理事 西 博義君

理事 北村 哲男君

理事 横光 克彦君

出席國務大臣

郵政大臣 堀之内久男君

出席府府委員

郵政大臣官房長 天野 定功君

郵政省電気通信局長 谷 公土君

委員外の出席者

参事 考人 西本 正君

参事 考人 塚田 一幸君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 宮津純一郎君

参事 考人 林 豊君

参事 考人 宮脇 隆君

参事 考人 井上 秀一君

参事 考人 木塚 修一君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

案(内閣提出第五五号) 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)

○木村委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

本日は、参考人として、お手元に配付してあります方々に御出席をいただくことにいたしました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。原口一博君。

○原口委員 新進党の原口一博でございます。

委員長初め郵政省、郵政大臣、そしてNNTの皆様に、これまでの長い御議論の中で、日本の電気通信を前に進めていく、その姿勢に心から敬意を表し、またきょうは、NNTの社長さん初め御参考人の皆様にお足をお運びいただきましたことに感謝をささげて、質疑を始めたいというふうに思います。

この間、私は、古屋先生とある会に出席をさせていただいて、その中で、ある講師の方がこんなことをおっしゃっていました。アメリカの大統領は、朝起きて一番初めに何をやるのか。もちろん、自分の顔を洗うなんということはやるんでしようが、その後何をやるのか。その後三十分のブリーフィングをやる。その一日に世界で起こる危険、そして国内における危機、それを聞いて、そしてその一日の公務に携わるといふことであります。

果たして、我が国の状況はどうなっているんだろう。総理大臣は、一日の初めにどういふことをなさるんだろうか。郵政大臣は、朝起きになって一番最初になさるのは何でしょうか。

私たちは、この大変な高度化する時代の中で、まずやらなければいけないことは危機管理であろうというふうに思います。政治の世界で、国会に参りまして半年がたちますが、一貫して訴えてきたことは、政治を復権させよう。私たちの情報をどこからとるのか。それは、政治家が直接情報をとって、そして政治が判断をしよう、そういう仕組みをつくっていかうということ、この委員会の中でも一貫してお話をしてきたわけであります。私たちが一部の人間たちからしか情報を得なければ、それは偏ったものになってしまうというふうに思います。

郵政大臣、朝起きて一番初めになさるのは何でしょうか。

○堀之内内閣府大臣 私は、大体朝が早いものですから、まず六時のNHKニュースを見る。これはもう習慣的になっておまして、十分か十五分見た後にゆっくり新聞を読み、そしてその後自分の健康の体操をやっておるところであります。

○原口委員 ありがとうございます。

やはり、私たちは、総理大臣も似たり寄ったりなんじゃないかなというふうに思います。情報を一体どこから得るのか。今、園田議員さんのところの鹿児島で地震が頻発していますが、そういう地震が起こったときに、一体、郵政大臣が所轄されている通信というラインは大丈夫なのか。そして、この法案で御審議をされているNNTさんが再編をされるとしたら、一体その災害時における国民のライフラインは維持をされるのかどうか、そのことについて御所見を、局長と、そして社長さんにお伺いをしたいというふうに思います。

本日、の会議に付した案件

電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号)

国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

参事 考人 丸山 一敏君

参事 考人 丸山 一敏君

す。

○谷(公)政府委員 御指摘のとおり、情報通信の機能といたしまして、国民生活に不可欠なライフラインであります。特に、そういった不測の事態が起きたときに、通信の機能が確保されるということは大変重要なわけでございます。このことは、国としても大変重要な責務だろうと考えております。

従来から、ネットワークの安全性、信頼性ということを確保いたしますために、電気通信事業法に基づく技術基準におきまして、事業者に対する所要の義務づけをいたしております。それと同時に、この安全性、信頼性を著しく向上させることができる設備の導入に對しましては、税制、金融上の支援措置も講じておるところでございます。

先般の阪神・淡路大震災では、三十万を超える電話に障害が発生するなど大きな被害が生じたところでございまして、その教訓を踏まえまして、平成八年三月に、耐震対策等に関する技術基準の改正も実施をいたしました。

今後とも、大変重要な問題でございまして、この点に十分注意を払って努力してまいりたいと考えております。

○林参考人 NNTにおきましても、災害対策には、私どもとして万全の体制を整えているつもりでございます。

特に、大規模地震といったような災害の際には、全国的に災害対策人員あるいは災害対策機器といったようなものが分散配置されておりますが、そういったようなものを、本社を中心として同等の災害対策機関と連携をとりながら、全国的に機動力を活用するような形で被災地に集中させまして早期復旧に努めております。また、そういった対策がスムーズにできますように日ごろから、例えば重要加入者というものを想定いたしましたし、緊急度の高いライフラインというものは特に万全を期すといったようなことでありますとか、もし停電といったような場合には公衆電話、これを特別に設置いたしました一般の用に供するとか、そ

ういった手だては十分尽くしております。そういったようなものが災害時に直ちに発動できるような準備を整えておるところでございます。

○原口委員 そこで一番大事なのは、例えば地震が起きた、その起こった直後の数分間だということに思います。その災害地に電話が殺到して、回線がパンクをしてしまう。この間鹿兒島で地震があったときに、私は当地に電話をかけました。私たちの電話は特別だそうありますが、そういうときには関東から鹿兒島にはもうかからないようにする、ブロックをかける、そして域内の電話、緊急通信がスムーズにいくようにする、そういうシステムだそうでありまして、もし東西に分割をされたときに、ではその命令をどこで出すのか。どこで指示を出して、そして回線がパンクをしないように担保をするのか。あるいは、一体緊急時のパツファアと申しますか、緊急時の予備の回線というものをどれぐらいおとりに持っているのか。私は、国民の命を守るライフラインを維持するということが一番大事なことだ。今回のこの経営形態の見直しによって、そのことをどこで統括をして国民の命を守ろうというふうになされているのか、再び御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

○林参考人 先生御指摘のように、先般の鹿兒島川内地方におきます地震の際に、全国から安否確認でありますとか激励を含めまして、通話量が、平時時の十倍を超えるトラフィックが集中するという状況がございました。この辺は私どものトラフィックを管理いたしておりますセンターで状況が把握できるわけでありますけれども、そういった際に、先生からもございましたような、こういった状況がだんだん集積されていきますと容易ならざるべくその状態が出現するというおそれのある場合に、全国の発信元の方で一部抑制をする、こういった措置を講じさせていただいておるところでございまして、先般の地震の際にも相当の抑制をさせていただいたところでございます。

これは例えば阪神・淡路大震災の場合には平時の五十倍を超える通話量が発生するということが、私どもも必要余裕回線は持っておるつもりでございますが、その限度をはるかに超える状況になりますと、ある程度の抑制はやむを得ないというふうに考えているところでございます。

それで再編成後のお尋ねでございますが、これは、これからそういった計画を策定するというところになっておりますが、現段階で私どもの今持っている考え方としては、いわゆる持ち株会社、これはまあ全国を見ているという立場でもございまして、災害対策を含めたいわゆる危機管理の基本的な考え方というのは常時持ち株会社を中心につくっておきまして、再編各社が同じ考え方で、一たん緩急あつた場合は行動できるということを想定いたしております。

実際にそういった事態が起きた場合につきましては、やはり持ち株会社がセンター的な機能として国等との連携にも当たりますし、それから再編各社が持っているいわゆる災害復旧リソース、こういったようなものの動員を機動的にかけまして、従来と同じような全国的な体制の中で対策なり復旧に当たる、こういったことを想定いたしているところでございます。

○谷(公)政府委員 電気通信事業者の責務、義務といたしまして、電気通信事業法八条で「重要通信の確保」というのがございまして、それからまた、先ほど申し上げました技術基準の問題につきましては四十一条一項にその根拠がございまして、これに基づきまして、私ども、予備機器の、備えの問題でございまして、私ども、それからふくそう時の対策、耐震対策、停電対策、防火対策等を規定しております。

これはそれぞれ事業者の義務でございまして、事業者が継続をいたしまして提携してサービスを提供するときには、当然これらについても連携をとってやっていくことが必要でございまして、さらに、こういった一般的な義務に加えまして、今回の再編の場合は、持ち株会社のもとで資本関

係が維持されますので、こういったこともよりスムーズにいくのではないかと思いますけれども、なお、この再編計画の中でもこのことを実施計画の中で規定していただく必要があるかと思ひますので、このものともなります基本方針の中でもこのことを触れる必要があるのではないかとこのように思っております。

○原口委員 ぜひ郵政大臣に御要請を申し上げたいのは、通信のリスクマネジメントをきっちりやっていたきたい、そのことを強く郵政省にお願いをして、そして将来は、この委員会の中でも議論がございました、NNTさんはもう完全に民営化されて、独立して羽ばたいていただきたい、その思いであります。

私の郷土の先輩であります真藤先生、民営化そしてNNTの通信ということで大変な御努力をされました。ちょうど私も、十数年前ですか、データ通信本部というところで未来の通信の絵をかかせていただいたおりましたが、しかし、事あるごとに官の、役所のいろんな規制がかかってなかなか飛び立つことができない。私は、官がやるべき仕事と民がやるべき仕事をきっちり分け、そして、きのう小坂先生の質問の中で谷局長がお話しになりましたが、将来は私は完全な民営化、特殊会社じゃなくて民営化に向けての道筋を示さなければいけない。そのきのうの御議論を伺っております。社長さんの、まあ八十点であった、しかし百点は完全な民営化なのだというところであります。そこで並々ならぬ決意を、もう後ろには引かないんだという決意をお示しになったんだというふうに思ひますが、このことに関するNNTの社長様の御所見あるいは決意というふうなものをお伺いしたいというふうに思ひます。

○富津参考人 今先生、真藤さんの話もおっしゃいましたが、私も真藤さんから教へてもらった一人でございます。民営化の精神というのは、自主的にいろんな判断をして、特にNNTなんかの場合には積極的に世の中を渡っていく方向という

ことが必要でございまして、再編各社が同じ考え方で、一たん緩急あつた場合は行動できるということを想定いたしております。

す。これはあくまで通過点である、そして、今後も三分の一は政府が株を保有するということであり

○原口委員 丁寧な御答弁、ありがとうございます。

當上特に大事で重要と考えていかなきゃいけないのは、こういうような機構をつまぐ動かすために、スピーディーに動かすためにどうすればいいかと

に於いて、私、詳細を承知しておりませんので、そのことについて申し上げるわけにはいかないわけでございますけれども、一般論として申し上げますま

すと、現在の利用者に対する便益、サービスという観点から、それからおっしゃる通りに、競争を通じて将来にわたって提供される便益、利益ということがあるわけでございまして、それらの問題につきましましては、どちらがどちらということは申せませんが、個々の問題に就いて、その両方について十分目配りをした上で考えていくべき問題だろうというふうに考えております。

○原口委員 私は、やはりこのことが解決しなければ、いつまでたっても、先ほど大臣がお話しになりました真藤先生の理想というのは実現できないだろう。これだけの巨大企業であれば、どこかでその独占の弊害を正す、そういう行政の力が働いてくるのは当たり前だ。ぜひ、これはもう御答弁は結構ですから、NTTさんに自助努力をしていただきたい。

また、NTTさんは、ソフト開発部門を子会社化するということをおっしゃっていますが、これはどういう目的で行われるのか。やはりこれから通信の市場の中で大事なものは、ソフトの開発力とそして新しい通信を担う人材を育成することだというふうに思いますが、この件についての御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○富田参考人 お答えいたします。

ソフトの事業化ということに関しては、これは私どもの経営改善施策の一環であるとともに、もう一つは、開かれたNTTという考えで、その実現の観点から、これまで私どもの社内に蓄積してまいりましたソフトウェア技術、ノウハウ、こういうものをグループとして事業化することによりまして、私ども以外の事業者の方にもお使いいただける。そして、こういうことをすることによりまして、我が国の情報通信産業の全体の発展に貢献するということが重要な意義であるというところで、始めようとしているものでございまして、これは実は単なるソフト開発だけじゃございませんで、私どもの会社で使いますソフトの開発はもとより、それ以外にも、実は私どもの会社の中でこういうコンピュータシステムを幾つも持つ

ておりまして、そういうものの運用、保守、それから御存じかもしれないですが、料金請求書の印刷、発行、こういうものの、いわゆるソフトウェアに関連する業務を幅広く行おうとしているものでございまして、ぜひ私どものみならず世間にも貢献するような会社にしていきたいというふうに考えております。

○原口委員 質問時間が残り少なくなりましたが、ぜひこれは郵政省にお願いをしたいのは、通信の時代、大変な大きな大きな道路を、車に例えてみると、たくさん車の車が通ろうとしている。しかし、そこに信号機をつくり、横断歩道をつくる、これは郵政大臣を初めとする郵政省のお仕事だというふうに思います。電子上の個人の情報をどうやって守っていくのか、個人の人格をどうやって守っていくのか、そういうことがこれから大変大事になる。それをやるのは、堀之内郵政大臣を先頭とする役所の皆様であるというふうに思いますが、しかし、それ以外のことは、ぜひNTTさんやこれから出てくる各通信事業者にできるだけ自由に御任せをいただきたいというふうに思うわけでございまして。

そのことについての御決意を大臣にお聞きして、そしてさきよりはVIP口座のことについても、ちよつとお尋ねしなければいかぬのかなというふうに思っていました。また別の同僚議員に譲りまして、その郵政省の役割について大臣の御決意をお伺いして、私の質疑にしたいというふうに思っています。よろしくお願ひいたします。

○堀之内内務大臣 ただいま委員の御指摘のとおりでございますが、電気通信情報産業というものが我が国のリーディング産業として大きな役割を果たし、あるいはまたこれから産業構造改革の原動力となる、このように考えておるところであります。したがって、今後この通信事業の活性化あるいは競争の公正化、こうした問題につきましまして、郵政省は適時適切に、規制緩和を初めとして、そしてまたインフラ整備につきましても精いっぱい

の努力をする、そういう環境をつくり上げていくことが郵政省の大きな役割だ、こういうように認識をいたしておる次第であります。

（岸本委員長代理退席、委員長着席）

○原口委員 ありがとうございます。終わります。

○木村委員長 中川正春君。

○中川（正）委員 新進党の中川正春でございます。

お許しを得て、質問をさせていただきます。私は、先般中国を訪問する機会がありました。あそこ通信事業、モトローラが現在独占をしていくような形で入り込んでおりまして、もう一方では、テレビといえはスターテレビ、香港系が非常に大きな勢いで浸透をしてくるというふうな現状、こういうのをよく見えてまいりました。国際的に情報通信産業というのがさきま変わりをし、また大きな競争の時代に入ってきた。そんな中で、日本のNTT、あるいはKDDを含めて、もう十年も二十年もおくれているわけではないかという議論が出てきておるわけでありまして。

そんな中で、今回こうした形で、分割というよりも分社化、純粋持ち株会社という、日本の制度までこのNTTを機会に変えてしまったわけでありまして、こうした自由化の波を、これを突破口につくり上げて新しい挑戦をしていこう、という段階にまで来たということ、これは私たちが積極的に評価をするものであります。逆に言えば、この間十年も十五年も議論だけして、こういう状況をくり出し得なかった、そういうことに対して非常に憤りを感じるものであります。

そういうことを前提にしまして、少し基本的なことからお聞きをさせていただきたいのですが、特にその中で、今回、完全に分割ということではなくて、持ち株会社という形態をとったということ、これがもう一つつきりしない。いわばそこ、にそれぞれ甘さがあって、いまだにその気持ちの切りかえができていない弱さというのか、そういうものを内包してしまったような、そんな結果に今回終わってしまったのじゃないか、そういう気持ちを含めて、そしてまたさっきの議論の中で、

これは通過点だ、こういうことでありますが、通過点であつても、しかしこれを導入するということによつて、そのゆがみというのを出てくるわけでありまして、その辺を集中的にきくような質問をさせていただきたいというふうに思っています。そんな中で、まず最初にこの分割なりあるいは分社化、いずれにしても、郵政省なり審議会の方では、分割をという形で非常に強く話を進めていたのだいておったよう形でありまして、これが逆に、NTTの方で純粋持ち株会社というような形をとることによつて押し返されたというそんなイメージが私たちにはあるわけでありまして、その分割をしていく必要性といひますか、そこから話に入っていくかと思うのです。

これは私たちの理解では、それこそ独占はだめなんだ、市場原理をもう一回この世界に導入して、いろいろ他の企業の参入とそれによつてもたらされる競争原理というものでこの情報通信分野というのを新たに活性化していこう、そういうわけがあるんだというふうに理解をしておりますが、それでいいのでしょうか、大臣。

○堀之内内務大臣 ただいま中川委員の御指摘のとおりと、この私は申し上げたいわけでありまして。この情報通信分野は非常に激しい変化で、そして急激な発展を遂げておることは御案内のとおりでありまして、今日では国際化、そして新しい技術によるマルチメディア化といった大きな環境の変化をもたらしておるわけでございます。そして、今までの情報通信産業が我が国の経済を牽引する大きな戦略分野として成長、発展をいたしておるわけでありまして、したがって、この活性化というのが政府の大きな役割だ、こういうふうに考えておるわけでございます。

こういう認識のもとで、規制の緩和や公正有効競争条件の整備、こういう立場から、何といつても世界的にも巨大なNTTであるし、またすぐれた技術力を持っておるわけでございます。そういう意味で、NTTを再編成することによつて競争部門、独占部門、こういう形に分社化することに

よって、いわゆる長距離部門は今までの国内長距離会社、あるいは国際の方にも進出可能にしまして国際化に対応し、あるいは国内における地域通信網におきましては二社に分社化して比較競争を促進させる、そういう構想のもとにやっておるわけであります。公正競争確保のためには接続ルールの公明性として公平性、こういうことを行つて今後の情報通信の活性化を図ろう、こういう立場から再編成を行ったところであります。

○中川(正)委員 その上でこの制度が持ち株会社による分社化ということになったわけですが、NTTの方では、この持ち株会社にこだわったというそのもとはどういう理由からであつたわけですか。

○井上参考人 今の問題は今までずっと論議されてきましたので、また繰り返しの部分になるかもしれませんが、我々は分割反対ということとせずと言つてきました。

なぜ分社化反対なのかというのは、一つ大きな問題としては株主の権利保護の問題がございいます。そのほかに、お客様サービスの問題、研究開発力の問題、国際競争力の問題、こういうものが分離したのではだめになるということで、こういう問題を解決しながら、先ほどから出てくる公正競争なんかをうまく取り入れて活性化ある市場にするにはどうしたらいいのかという議論をずっと我々としてはしてきたつもりであります。

そういう中で、今回の持ち株制度でございまして、資本関係のない分離分割と違ひまして株主の権利保護もできず、お客様サービスだとか研究開発の問題も、例えば研究開発でございましてと基盤的な研究開発は電気通信全体を発展させるということ、世界的な競争の中でも非常に重要だということに考へておりますから、こういうものについても持ち株会社でもって全体のレベルを高められる。片一方では応用的な研究、これは各社でやることによってお客様サービスがスピーディーにできるというような仕組みができた。それから、先ほどのサービスの問題で、重要通信の

確保の問題などがございいますから、こういうものについても、持ち株会社のもと各社間で連携することによって担保できるとか、そういうような形でいろいろうまくいくだろうということがございいます。

片一方で、先ほどからお話に出てくる国際グローバルな競争、特にマルチメディア時代におけるグローバルな競争の中で、我々は今までグループとしていろいろな経営をやつてきたが、さらにこういうグローバル競争というもので、グループで連携しながらやることによつて十分力を発揮できるのではないかと、こういうようないろいろな判断をした上で、持ち株会社なら何とかできるかというふうに思つて、この制度をうまく利用することによつて今以上に飛躍できるのではないかと、この方式をとつたわけでございます。

○中川(正)委員 今回のNTTの世界だけではなくて、各産業界あるいは金融部門が特に議論が白熱をしてきておるわけですが、この持ち株制度の解禁とすることについては非常に積極的に議論が展開をされておるわけであります。ところが、それぞれ他産業でのこの持ち株会社を解禁すべきであるというその論議と、それから先ほどNTTの方から上がつてきた、持ち株会社を活用しながら特に基礎研究等ユニバーサルサービスの確保という部分でそれを実現をしていきたいという見方には、一つの矛盾という大きな隔たりがあるように私は思つております。

もともと持ち株会社のメリットというのかこれを活用して広げていく分野というのは、一般的に言われるのは、一つはスコープのメリットなんですね。これはいろいろな分野を超えて連携をしていきながら、さらに新しい産業をそれで行くという形のものなんでありまして、そういう意味からいふと、今回は分社化ですから、同じ形態のものを幾つも割つたというだけでありまして、このスコープのメリットというのが各企業の努力でない

と出てこない。持ち株会社にしたからそこが出てくるといふような性質の割り方ではないということですね。

それからもう一つは、この持ち株会社の最大のメリットというのは投資効率、資金というのをいかに効率よく使うかということで、それぞれ傘下の企業を本来活性化していく、言いかえれば強いところをより強く発展させていくような形で持ち株会社というものが運用されていく初めはメリッ

トが出てくる、こういうことなんですね。ところが、さっきの話を聞いていますと、これは逆なんですよ。ユニバーサルサービスを確保していくことと思つて、弱いところをみんなで助けられるからこの持ち株会社という制度でそれを実現していくという考え方でありまして、これだと全体が一

番底辺へ向いてそろつてしまふという流れになつて、グループ全体の強さにはつなげていかないんだ、これまでと同じ体質をこの中に含ませているんだ、こういうことなんですね。もつと言へば、本来競争しようと思つたら優勝劣敗の世界をそこに

いふように思ふのです。

この二つの大きな矛盾があるわけでありまして、その二つの矛盾はどのようなふうな解釈をし、どのようなふうな整理をしてこういう施策を打ち出されたのか。大臣と、それからそれを受けて立つNTTの方、それぞれ御答弁をいただきたいと思ふのです。

○谷(公)政府委員 御指摘のとおりでございますが、基本的に私どもが目指しておりますのは、利用者に対するサービスの提供ということでございまして、そのサービスが、必要なものができるだけ低廉に提供されるということを確保するための基本的な手法として競争原理というものを導入しております。

そして、私どもの、特にこのユニバーサルサービスのようなものにつきましては、サービスの提供を確保するということが絶対的な要請でございまして、かつこのサービスは、もちろん全体の仕組みではありますけれども、主としてやはり地域の通信網に依存する度合いが非常に高いわけがございいます。この分野につきましては、十二年前以来、競争導入という制度の枠組みでやつてきたわけでございますけれども、いまだに九九%が独占的な状態ということになってきておるわけがございまして、そういう意味で非常に競争の成立しにくい分野であるということも事実でございます。

こういったサービスを確保しつつ、将来的には競争を実現し、最終的に市場原理に基づいてこういったサービスにつきましても国民に提供されるということを目指す方法といたしまして、いわば安全運航的という御批判もあるのかもしませんが、地域通信網を中心としてのユニバーサルサービスを確保しつつ、同時に競争に向けての将来の可能性も探つていきたいというのが今回の仕組みでございます。

○井上参考人 今回のこの再編成の形の中で今まで議論されてきている項目として、地域はNTTがほとんど独占しているということで、長距離事

業者等との公正競争の問題というのがかなりクローアップをされてきておいて、その公正競争を担保するという部分が一つございいます。

そのほか、グローバルな競争をどうやって進めていくかということで、長距離会社が、いわゆる特殊会社ではなくて民間会社で、今までは長距離だけをやっておったのですが、これが国際通信にも出て、そこで、民間企業として民間的な経営、ユニバーサルな地域のサービスは地域会社に任せ、長距離、国際といういわゆる競争分野でどういうふうによつて発展していくか、そういう仕組みになっております。

片一方、地域でございしますが、地域は、今まで独占というふうに行われてきておったのですが、我々が現実にはやっていると、固定電話の部分については我々が確かに独占的にやっておりますが、現実には移動体等の競争が出てきております。先生よく御存じの専用線ですね、こういう世界では必ずしもNTT独占ではございませんで、各会社といういろいろな競争をやっております。さらに、先ほどから出ていたCATV電話、それから、いわゆる地域会社が専用線以外に新しくいろいろな電話のサービスを拡大しているというところで、特に首都圏などは既にTNTNetさんがPRしておりますが、市内についても大きな競争になってくるというふうを考えています。

こういう中で、我々としては、やはりインフラを守りつつ、どういうふうによつて電気通信全体を、我々の事業を含めまして発展させていくか。特に我々の事業をどういうふうによつて発展させていくかということについては、今回の持ち株制度の中で、それぞれの会社もいろいろ工夫しますけれども、先生のおっしゃるように、持ち株会社そのものがどういうところに資本投下していけば一番有効に資金の活用ができるかということを考えていくのが重大な機能という役割だと思っております。

そういう意味で、我々としてはこの制度を最大限活用して、先生が先ほど言った、活性化しない

ような企業経営ではなくて、どういうふうによつたらうまく活性化するかということを考える、これが持ち株会社の最大の知恵の出どころだということふうに思っております。

○中川(正)委員 余り説得力のある答弁ではありませんでしたけれども、もう一つ、そういうふうによつて自分の都合のいいようにこの持ち株会社を使いながら、さらに全体の制度をゆがめていっている部分があるのですね。それは、譲渡益課税を免除するということが、東日本から西日本への損失補てんが前提になっておるわけでありまして、これを損金勘定で落とすといく、こういう特例を前提にしたわけですね。

これは、現在の持ち株会社の議論の中で、連結決算についてはしばらく見合わせをしようという議論が片方であるわけでありまして、特に、損失補てんを損金勘定に入れてもよろしいよという手法は、現実的な連結決算を認めているのと同じ効果が出ていくわけなんですね。これをNTTだけの特例として認めていくということに対しては、これから先こういう形で持ち株会社を展開したときに、片方は赤字が出ていて、片方はもうかっているんだ、もうかっているところから赤字のところへ向いて金を流したときには、それでは損金勘定をして税金を払わなくてよろしいよ、これはNTTでやったのだからこの会社でも通じるでしょう、こういう話になるわけでありまして、そういう意味では非常に大きな特例をつくってしまったわけでありまして、なぜNTTだけにこれを許して、ほかのいわゆる一般の民間会社ではこれが許されてないのかという状況をつくり出した。

これは、なぜこれが可能なかということとは郵政省としても答えておく必要があるだろうというふうに思っております。どうですか。

○谷(公)政府委員 私ども、当初連結納税ということとを申し上げましたのは、未来永劫ということとを、NTTだけについてという趣旨であつたわけではございませんで、現実に想定されます西会

社の赤字、これをどのように国民・利用者に対する、あるいは株主に対する影響をなしに処理していくことができるかということにあらたなわけがございいます。

現在のこの負担金の制度は税制上の理念から考えました場合にどのような意味を持つかということにつきましまして、先生御指摘でございまして、けれども、私は税の専門家ではございませんで、この点についての判断は税務当局において御判断いただいたわけがございまして、私どもとしてこの制度を考えまして、従来NTTが一体として営業をしてまいりました中で、どのような事情によるかは別といたしまして、現に西日本の部分におきましては格差を生ずるという収支構造になっておるわけがございまして、これらのことは今後の再編成後の経営努力によりまして解消できると私どもも信じておるわけがございまして、現実には存在しますこの格差を、再編成する過程といえますものは一過性のものでございしますので、その中で、改善努力が行われるまでの期間どのようにして担保していくかという仕組みとして、いわば、一体経営の中で生じておりましたこの格差を三事業年度内に是正していく過程における軟着陸のための制度として活用させていただきたいというふうによつておるわけがございまして。

○中川(正)委員 実は、前例というか、そういう意味ではこういう特例を使わずにしっかり分割をしていった例があるのです。国鉄なんですよ。

国鉄の場合も、今、NTTの分割方式とよく似た構造がありまして、見てみますと、新幹線、これは長距離に当たるわけですね、一番のもうけ頭ですが、この新幹線を含んだ形で分割をされたのが、JR東日本、東海、それから西日本、この三社であります。これに対して、ローカル線ばかりを経営

基盤にしながら、これは地域独占、独占しているのではないけれども、地域で競争しているというふうな、これが分割をされたわけでありまして、ここで何が起きているかということ、将来のNTT

を予測するものでもあらうかと思っております。

長距離を持っていて東日本と東海と西日本は黒字決算を上げてきております。しかし、北海道、四国、九州は、前よりも苦しい状況の中で赤字決算を繰り返しておるといふ、構造的ないわば宿命が、縮図としてきれいにここにあらわれてきております。それに対して、国鉄は、補てんをしようではないかという前例もありませんし、もしNTTでこれが可能であれば、こちらもやりたいという話は当然出てくるだろうというふうによつておるのです。こういうふうな、いわば真剣勝負ができてくるのかどうか。どちらかというところ、その両者の都合の中で談合して、特例でいいではないかというふうな形で進められた今回の妥協策というのが、社会全体に、あるいは日本全体にゆがみをもたらしているのだということ、これをひとつ自覚をしていただきたいというふうによつておると思います。

それと同時に、これを突き進めていきますと、将来、地域を中心に分割されたそれぞれの会社が料金を上げざるを得なくなるのではないかと、こういうことがあるだろうと思っております。現に、アメリカの場合は上がっております。アメリカのベルが分割したときには、地域の電話料金が四三・五％の上昇ということになったわけでありまして、長距離については二七・一％の低下なんです。長距離が下がって、地域独占をしている部分というのはやはり上がりました。こういう構造が日本でも予想されるわけでありまして、この間からNTTは、いや、地域は料金を上げませんよ、こういうことを言い切っているわけがございまして、本当にそれでいいのですか。それを確かめたい。

それから、もう一つ最後に言えば、ユニバーサルサービスというものは、それを言うのであれば、NTTが、こういう形で持ち株会社というふうな形態ではなくて、公的に仕組むことではないというふうな議論を正々堂々と展開したらいいではないですか。その中で、公的な部分は公的な部分、そして、自由競争でやる部分は自由競争でやる、そう

いう形態を早くつくり上げないと、両方で足を引く張って、非常に先行きそれぞれが苦しまなければならぬという様な制度を残してしまつたのではないか、そういう危惧を大きく持つております。

そういう意味から、もう時間がありませんで、最後に、その電話料金の部分だけ、どういふ展望を持つてゐるのか答えていただきたいと思ひます。

○井上参考人 時間がないので簡単に答えさせていただきますが、例の負担金制度というのは、暫定的な制度ということで、三年間という形で言つております。

そういう中で、我々としては、東も当然経営努力するし、西は今まで以上に経営努力する。今までの財務的な状況を見ますと、地域についてはいろいろな合理化も進めておりまして、かなり改善されてきております。ただ、一挙に、今の時点で東西に分けたときに問題があるということであつて、おのれでございまして、何とかこの東西の格差を埋めていきたいということであつて、制度をお願いしたわけでございます。今後とも、全国一律に今までやってきた料金のいいところ、これであるだけ今回の再編を理由に変えたくないということ、できるだけ格差のないような料金を今後とも持つていきたいということで取り組んでいきたいという努力表明をしていこうと思ひます。

○中川(正)委員 料金については。

○井上参考人 今の格差というものの中には当然料金も入つてゐるのでございまして、我々としては、料金というのはいくらでも安くしたい料金ということ、これを最大の努力目標として、今までも経営をやつてきましたし、今後ともやつていくということを取り組んでいきたいというふうに考えております。

○中川(正)委員 時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。

○木村委員長 河合正智君。

○河合委員 新進党の河合正智でございます。

宮津参考人また西本参考人初め、NTT、KDDの皆様におかれましては、参考人として、今日で都合四日間という異例の御出席を賜つておりまして、心から感謝申し上げます。

私は、最初に、本会議質疑でも御質問申し上げました件で、この委員会でも余り論点にならなかつた一点を先に質問させていただきますと思ひます。電話加入権の問題でございます。

昨年二月の電気通信審議会答申におきまして、新規加入料の撤廃または大幅な引き下げが提言されております。電話加入権につきましては、取引市場が形成されております。国民の財産ともなつております。電話加入権、この見直しの過程の中で、その価値がなくなるというようなことは避けなければならぬと思ひます。その点について、郵政省の見解を伺つておきたいと思ひます。

あわせて、昨年十二月に、携帯電話の新規加入料が廃止されました。一方で、料金の未払いが増加して、この未払い分というものは料金を支払つてゐる方たちの負担になつてゐるのではないかと、この懸念もございします。この点もあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 電話サービスにつきましては、国民生活に不可欠なサービスでございますので、利用の方々ができる限り利用しやすい料金体系であるべきだと思つております。

そういう観点から申しますと、電話サービスの新規加入料として国際的に見ましても高い水準にございします。このNTTの施設設置負担金でございますけれども、基本的には、料金水準の引き下げなど、新規加入時の利用者の初期負担が軽減される方向で見直されるべきだろうと私も考えております。審議会の御指摘どおりだと私も考えております。

ただ、この電話加入権につきましては、この施設設置負担金の金額を基礎といたしまして市場において売買されているという実態がございまして、もちろん制度もあるわけでございますが、こ

の金額の急激な変化は関連の業界に大きな影響を及ぼす可能性もあるわけでございます。

したが、いまして、この見直しに当たりましては、関連業界への影響でございますとか、それから、利用される方々の負担の公平といった点にも配慮いたしまして検討していく必要があるだろうと思つております。

それから、もう一つの料金未払いの問題でございますが、確かに、未払いの料金の分は、最終的に、支払われないということになりますと、全体としての利用者の負担ということに理屈としてはなるわけでございます。

御質問の趣旨は、このことと施設設置負担金の見直し問題との関連ということではないかと思つてございしますけれども、NTTの電話サービスにつきましては、設置場所が固定されておりますことから、携帯電話と比べますと、未払いの起る可能性というのは低いものだというふうな考へております。ただし、こゝろいったものが増加してくる可能性も否定できないわけでございます。

すので、施設設置負担金の見直しに当たりましては、この点につきましてもあわせて考慮して、検討してまいりたいというふうな考へております。

○河合委員 それではこれから、本会議での質疑から始まりまして今日に至るまでの経緯を振り返りながら、特に新進党におきます質疑、それに対する答弁もやや不明確な点もございします、その点を中心にしてまいりましてまいりたいと思ひます。

まず、私は本会議で、十四年間、今日までかかつた政治の責任をどのように考へてですか、このように総理大臣にお伺ひいたしました。今回の、昨年十二月六日の合意案、これはいわば昭和五十七年、一九八二年の土光臨調のフレームそのものとも言えます。一九八四年のAT&T、いわばアメリカがこれではいけないとスタートラインに立つたその一九八四年のAT&Tが不思議なこと

に今回生まれたという様な状況の中から、この十四年間に、アメリカでは、例えば一九九二年に

ゴア構想が発表されました、ゴア副大統領は、メディアの三要素と言われておりますデジタルのフォーラムとネットワークの両輪にコンテンツを乗せてマルチメディアが発達するといふメディアのビジョンを、一國のトップリーダーが提示したといふこともございました。

また、その翌年、NII行動アジェンダを発表いたしました。それに対してその翌年、一九九四年九月、NII進行状況報告書というものが出ております。これはクリントン政権が公約した事柄に対します報告書でございますが、連邦政府が関与しているプロジェクトを網羅しております。その資料は私も持つておりますが、実に膨大な報告書でございます。

一方、日本においてはどうなつてゐるのか。また、シンガポールにおきましては、IT二〇〇〇、リー・クアンユー首相のもとで電子立国としての地位を播るぞいものにしておりまして、マレーシアはスーパードット計画を打ち立てております。

つまりと、我が国におきましては、二十一世紀の重要な経済戦略分野の一つであるとの国家戦略を欠いてゐたのではないかと、このように総理に質問申し上げたわけでございますが、これに対する総理大臣の答弁は、我が国におきましても情報本部を設置して、私がその本部長に就任しております。こういう答弁でございしました。これは答弁としてお聞きすればいいものように聞こえますが、実は、二年半前、私は全く同じ質問を商工委員会におきまして橋本通産大臣にぶつたわけでございますが、そのときのお答えと十分たがわな

い答弁なのでございします。これが日本の状況でございます。

そこで、私たちは、今回の法案提出に至るまで、どれくらいの方がどれくらい御苦労をされたかといふことにつきまして、それを否定するものではございせんが、この現況を踏まえて私たちがなさなければいけないことが大きく言つて二つある。それは、国際情報競争に向かつて突き進

んでいく中にありまして、我が国におきまます規制緩和と競争ルールを早急に前進させなければいけないということ、実は各政党に向かつて、規制緩和と競争ルールというこの二点に絞って五年後の見直しを附則に書き込むということを提案してきたわけでございます。

しかし、これもまた不思議なことに、太陽党さんを除くすべての政党がこの案に賛成されませんでした。そういう経緯がございました。これもまた私は、実に不思議なことと言わなければいけないと思っております。余りにもこの十四年間の期間というのが長過ぎた、十四年間、ゴールのないマラソンを走り抜いて、もうすべての関係者はへとへとに疲れ、やっと見つけたそのゴールでは、次の課題に取りかかる気力も失っている、何にもさわりたくないという実態がそこにあるのではないかと痛感した次第でございます。

したがって、私は、本委員会の我が党の質問を総括する意味におきまして、また、ただいま申し上げました経緯を踏まえまして、この規制緩和と競争ルールの点につきましては、現時点で一步でも前進できる答弁を郵政大臣からも求めたいと思っております。そしてそれをよすがにして、私は次の二十一世紀の情報通信の戦略の一端にしたい。ただきたいと思ひ、質問に立たせていただきます。

まず、規制緩和の第一点といたしまして、今後、規制緩和について大臣はどのように取り組んでいかれますのか、私は本会議で、五年後にもう一度この規制緩和と競争ルールについては見直すということを大臣に提案したわけでございますが、改めてお聞きさせていただきます。

した御指摘がありましたけれども、官津社長からの御答弁では、おくれたことは事実であります。取り返しのつかない状態ではありません。したがって、これから全社挙げて今後のこの激しい競争に立ち向かっていきたい、こういう御答弁でございました。

私も郵政省としても、今後、そうした情報通信のインフラを初めとする環境整備に最大の努力をいたしまして、今後の世界の情報通信産業に立ち向かっていくべきだ、かように強く考えておるわけであります。

その中で、ただいまお話ありましたように、何といつても規制緩和が重要であるということであり、また、今後最大の努力をしようというところであります。特に料金規制については、これまで届け出の導入や、さらに今後の電気通信市場の競争の進展状況を踏まえまして、また、NTTの再編成の実現を踏まえ、インセンティブ規制の導入や、今後の規制緩和をさらに検討を進めていく所存であります。

そして、規制緩和によって、今後NTT、KDDを初め、電気通信事業者の経営の自主性が十分発揮されますように、我々も適時適切に検討してまいる所存であります。また、政府としても全面的に支援をしてまいる考え方でございます。

○河合委員 今回の十四年間の議論の中で、プリティッシュ・テレコムをひな形として目指す考え方があったように思ひます。

そこで、我が国が今後とるべき戦略ということをお考えの場合にどういことが浮かび上がってくるのか。

この点につきましては、先ほど私が申し上げましたアジアとかヨーロッパにおきましては、国内の通信市場というものは規模が比較的小さい。したがって、市場支配的な通信事業者の存在が重要視されます。これはプリティッシュ・テレコムがその典型であると思われまふ。

これに對しまして日本におきましては、国内の

通信市場は六兆七千億円ございまして、国際通信市場の四千七百億円に比較いたしまして著しく国内通信市場が大きいわけでございます。これはアメリカの市場に似ております。したがって、日本だとかアメリカは、国内で複数の通信事業者が競争できる市場環境にあるという点でヨーロッパ、アジアと異なっていると思ひます。

したがって、私は、日本の戦略といたしましては、思い切った競争政策、そして料金低下とサービスの高度化、多様化によりましてインフラ投資を拡大することによりまして、産業の強化、これは金融、保険、商社、コンピュータなどの産業の強化及び再編を進めていく、その結果として通信事業者の国際競争力を高める、そしてその高めた国際競争力で、相互主義の国際ルールの中で優位性を確保していくというのが日本の戦略的な位置にあるのではないかと考えております。

アメリカは、この点既に、昨年二月連邦通信法を改正しまして、地域独占を撤廃し、すべての法的独占をなくしたのがこの委員会でも明らかになっております。この点については、NTT、KDDの料金の低廉化、サービスの多様化といった点について、郵政省としてのお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 これからの情報通信産業のあり方がどのようになっていくか、どのような形が好ましいかということにつきましては、非常に不確定要素も多うございまして、これといった決めた手というのはなかなか難しいわけでございます。世界じゅう、それぞれの国々においても模索をしているという段階ではないかと思っております。

私もどなたもいたしましては、先生御指摘ございまして、私どもも基本的には、よりよいサービスを提供すること、これはやはり競争という手法によつてたらされるべきである、それが最も効果的であるという考え方のもとに、国内におきましても競争主体を設けて活発な競争を行わせるということが基本であると思ひわけでございますが、

同時に、通信はグローバル化したします。国際競争力につきましても、国内の競争力ということがその基盤になって初めて国際的な競争力を持つことが出来ると思ひます。国内の利用者に対する対応といたしまして、また国際的な対応といたしまして、基本的には競争をつくっていく。その中でどのような形でそれぞれの情報通信産業が展開していくかということは、これは事業者の方々の選択にもよるわけでございまして、私どもは状況の推移を見ながら、できる限りその活動が活発に行えるような環境を整備していくということが基本であらうかと思っております。

○河合委員 次に、我が党の遠藤和良委員の質問に對して大臣の答弁、やや私たちにとってわかりにくい点がございましたので、改めてお伺いさせていただきます。

規制緩和の大きな柱というのはNTT、KDDの完全民営化であると私たちは考えておりますが、この点につきまして大臣の御所見を伺っておきたいと思ひます。

○堀之内国務大臣 NTT、KDDのいずれにおきましても、最終的には完全民営化する方向を目指して、競争の促進やまたそのための環境条件の整備に努めてまいりたいと思っております。

○河合委員 ありがとうございます。

それでは次に、NTTとKDDの社長さんにお伺いさせていただきますが、本委員会の審議に際しまして両社の社長さん、当事者として答弁に立たされておられるという局面が多かったと思ひますが、私も、あくまでも参考人としてお招きしているわけでありますから、どなたにも気兼ねしないで、これから私がお伺いすることに御社の希望として、また御決意としてお述べいただきたいと思ひます。むしろ、参考人として御意見を述べになる場合はこれが最初で最後かもしれないので、ぜひとも大胆に、率直にお答えいただきたいと思ひます。

NTT法の廃止につきましてどのように御希望

されますか。官津社長さんにお伺いさせていただきます。

○富津参考人 行く行くは完全民営化にしていたきたいと言っております。そのことは、NTT会社法をやめてもらいたいことだと思っております。

○河合委員 大臣にお伺いします。

○堀之内内閣府大臣 ただいま官津社長からも希望の意見が述べられましたが、現在何といつても独占状態にある地域通信市場におきまして競争が十分進展する状況が整った段階で検討するべきだ、こういうふうに考えております。

○河合委員 次は、KDDの社長さんにお伺いさせていただきます。

実は、私も議論しておりますのは、NTT法が、また改正KDD法が施行された後の話を主としてしておりますが、それに至る準備段階において既にNTTは国際進出が可能とされております。これは法改正前に、既に一方ではKDD法があつて拘束されている状況の中で、とても対等に競争しろという方が私は無理であると考えているぐらひでございますが、その点も踏まえまして、KDD法の廃止につきましてどのように御希望されますか、お伺いさせていただきます。

○西本参考人 お答え申し上げます。

NTTの長距離会社が完全民営化されることにかんがみすれば、私どもは、規制緩和はこれから進展してまいります。公一専一公の開放などもございまして、そういう競争環境の変化に対応していく上で、KDDもNTT長距離会社と同様の経営基盤に立つ、そういう事業活動が可能になることが望ましいというふうに考えております。

したがいまして、KDD法自体の廃止につきましては、この委員会でもいろいろ御議論がございましたが、昨年二月の電気通信審議会答申の趣旨に沿ひ、また今後の競争事業者の対地拡大状況というのが条件になっておりますけれども、あるいはまた国際通信市場の変化の動向等を踏まえて次

の段階において政府での検討が進められるものというふうに理解いたしております。

○河合委員 大臣にお伺いいたします。

○堀之内内閣府大臣 KDD法の廃止につきましては、国際通信市場の変化の動向を踏まえまして、時期を失することなく検討をまいりたい所存であります。

○河合委員 次に、NTT株式の問題につきましてお伺いさせていただきます。

政府保有株式の売却につきまして、改めて答弁を願ひたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひいたします。

○堀之内内閣府大臣 NTT株式につきましては、平成元年度以降、円滑な消化が見込まれる市場環境にありまんでしたので、予算には計上されながら、実際、売却ができなかったというのが実態であります。NTT株式につきましては、今後、株式市場の動向を踏まえながら、適切かつ着実な売却を進めていく必要があると考えておるところであります。

○河合委員 昨日の小坂先生の御質問に対しましての答弁で、私、横で聞いておりました、NTTの社長さんにお伺いさせていただきたい点が一件ございします。それは、公正取引委員会の見解も踏まえまして、NTT持ち株会社がKDD株を今後買い増しするようなことは、そういうことでございした。が、ややこの点答弁にあいまいさがございました。よりそのお答えを具体的にするためにこの設問を設けます。例えば、NTT傘下のNTTデータ通信がKDD株を所有するといった形、もしくは別な形かもしれませんが、NTTデータ通信とKDDが持ち株会社形式、もしくはそれ以外の方法で企業合同されていくお考えというのはおありでしょうか。

○富津参考人 この前お答えした趣旨は、株などを買ひ増して、KDDの経営にNTTがこれ以上介入したりというふうな気はありませんという

ような趣旨でお答えしました。

○河合委員 次は、競争ルールの点につきまして、これはまとめてお伺いさせていただきます。

まず、東西地域会社が地域通信市場を独占しているといった懸念がございしますが、どのように競争の活性化を行つていくかとして、この第一点、第二点目は、許認可中心、事前審査型から事後介入紛争仲裁型の移行につきまして、本会議でも質問させていただきましたが、これはアメリカにおきましてはFCC、またイギリスにおきましてはOFTELといった機関を設けまして、反競争的行動の監視と消費者からの苦情処理に当たつております。この点も踏まえまして御答弁をお願いしたいと思います。大臣にお願ひいたします。

○堀之内内閣府大臣 どのようにして公正競争を担保するかというお尋ねでございますが、公正競争を担保するための条件は、競争促進の観点から極めて重要なものと考えております。今後、関係者の意見を聴取しながら、十分検討した上で定めてまいり所存でございます。

具体的中身につきましては今後の検討課題であります。一例を申し上げますと、長距離会社と地域会社との間の役員兼任や営業の独立性などについて一定のルールを定める考えでございます。また、公正競争の観点から、地域通信につきましては、接続ルールの活用しましてCATV電話のようなサービスを提供する事業者による競争を促進していきたいと考えております。

しかし、現在、当面独占状況の解消は難しいと考へますので、NTT東西二社の地域会社間との比較競争はもろんであります。相互参入による競争が可能となるような改正法案の適正な運用に努めてまいり所存であります。

○谷（公）政府委員 事前審査型、事後介入型というふうなことでございしたけれども、一つの例として、現在御提案を申し上げております接続について申し上げますと、今回の改正法案では、目的や対象に依りまして事前審査と事後の関与の双方の仕組みを設けているところでございます。

将来、状況の変化が生じますれば、それに依りまして、もちろんこれにつきましても見直していくということはあるわけでございますけれども、基本的には、私どももいたしまして、そういう目的、対象に依りたそれにふさわしい行政手続のあり方というふうな観点で臨んでいくべきだろうと思つております。その際に重要でありますのは、行政の公平性、中立性、透明性を確保すること、ことでございますので、そういう観点を十分踏まえて検討してまいりたいと思つております。

○河合委員 昨日の官津社長の御発言、私は今回の審議の過程の中で一番衝撃を受けました。それは、電話の話ばかり十四年間でして来た期間が長かった、マルチメディアの議論をしたのはここ三、四年のことである。これは、NTTは、世界最大規模の一体体制を維持したその社長のお言葉として、私は日本が置かれていた状況をこれほど深く認識したことはない言葉でございます。ベルが一八七六年に電話を発明してから百二十年たちました。ライト兄弟が初飛行したのは一九〇三年のことでありました。百年の間に人類は衛星を使って国境というものを意味のないものにし、しかも通信と放送の垣根ももう既に取られてしまひました。これから百年後の未来を予測することは私どもにも不可能でございますが、私は、情報通信の世界が輝ける二十一世紀の子孫の財産として残つていくことを切望いたしまして、質問を終えさせていただきます。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 この三つの法案について、きょうまで種々論議されてまいりました。その中で到達している、いろいろな推移の中の到達であるわけですが、二つの点で、きょう私は質問をさせていただきます。一つは、この間何回も議論の中心になりましたいわゆる東西間の格差の問題であります。これまでの審議の中で、いわゆる電話というユニバーサルサービス、この部分では格差を生じ

させないとNTT社長も申されました。しかし、多様なサービス、高度なサービス、こういう部分では格差は出てくるだろう、こういうお話でした。郵政省もほぼ同様の考え方だと思います。

格差を生じさせないサービス、それから格差が生じるサービス、これをどう考えるかという問題が起きていると思うのです。電話は確かに格差を生じさせない方向でいく、しかし、多様なサービス、高度なサービスにおいては、料金面も含めて差ができてこれは当然なんだ、こういう立場なのかという点であります。鉄道で例えますと、在来線は格差はないけれども、新幹線までは格差がないなどということでは保証できないということになるのかということですね。

ユニバーサルサービスというのはいつまでも電話という概念だけではない、情報通信技術が進歩していけば、すべての国民が受けるべきところの通信サービス、こういうものも向上するはずだということについては、昨日局長の答弁の中にもそのことが触れられていたと思います。

電話さえ格差がなければいいという郵政省の立場なのかどうか、その辺を認識したいと思っています。○各(公)府委員 二つあると思いますが、一つは、いわゆるユニバーサルサービスだけでなく、利用等の状況から見まして、これに準ずるような広く利用されるサービスもあるわけでございまして、そういうものについてどう考えるかというお話だろうと思います。それから、現在のユニバーサルサービスだけでなく、将来にユニバーサルサービスとなるであろうものについてどうかということでございます。

基本的には、先生もおまとめいただいたように、私が申し上げましたのは、競争を通じて多様なサービスが実現し、高度なサービスが展開するということが望ましいわけでございまして、多様と申しますれば、多様でございましてこれは一つにはならないのは当然でございましてけれども、しかし、高度なサービスも、一般的なサービスとして普及してまいりますれば、当然それなりの状況

になってくると思うわけでございます。

ただ、将来ユニバーサルサービスとなるサービスでございまして、現在のその萌芽と申しますものはいろいろの模索の中から出てくるわけでございまして、そういう段階におきましては、やはり自由で多様なサービスの模索の芽というものを摘むことはいけないのではないかとこのように考える次第でございまして。

○矢島委員 なぜ東西の格差が生ずるかという問題でありますけれども、あるいは格差が出るのではないかと、こういう問題について少し尋ねていきたい。

既に本委員会の質疑の中でも、NTTから、西日本会社は当面赤字になる、こういう見通しが出されております。

そこで、なぜ西日本が赤字になるのかという点について、今日まで幾つかの点については既にNTTの方からの答弁もございましたけれども、ここでひとつ、西日本の赤字体質の根本的な要因はどこにあるとお考えになっているか、その点についてまとめていただきたい。

○木塚審判官 お答え申し上げます。

私も、今回の再編に当たりまして、一九九九年と二〇〇〇年の年度について収支の試算をさせていただいたわけであります。西日本は、分割ロスを入れましたと一千億の赤字が一九九九年に見込まれ、二〇〇〇年で八百億円の赤字が見込まれているという状況になりました。

その根本の原因は何かというお尋ねでございしますが、まず私どもの要員の問題でございまして、これが、一九九九年を推計いたしますと、東西間で約七千人ぐらゐの差が見込まれます。西が多うございまして。

では、それは何によつてもたらされるのかというところを研究していただくわけですが、これは、まあ物理的要因と申しますか、そういうものもあるかと思ひますが、一つは、市町村の数に例にとりまして、西が約五割多いわけでありまして、また、有人の離島数で申し上げれば、東が三十

一に對しまして、西日本が二百九十八というふうになってございまして。小学校の数も、同じように西が多うございまして。

そういったような問題を背景といたしまして、当社のコスト、これは施設保全費と申しまして、いろいろな、昔の言葉で言えば電話局の交換機の保全をしたりケーブルの保守をしたりする社員の人件費、いわゆる要員数にはね返ってくるのではないかとこのことであります。それで、現在の費用を分析いたしましたも、西日本の方が一加入当たりで換算いたしましたも、もちろんコストが高いということでもあります。

したがって、今までデジタル化を行いまし、保守の合理化というものを最大やつてまいりましたが、今後も、新しい技術を開発いたしまして、いろいろな意味で効率化を図って、そして西日本の経営基盤というものを安定させる必要がある、こういうふうな思ひをいたします。そして、できるだけ基本サービスでお客様に御迷惑をかけないようにするということが我が社の責務だといふふうに認識しているわけなんです。

○矢島委員 今度の分け方によつて分けますと、西の方の要員の数も多いと。離島の数多いのは市町村数等を挙げられたわけでありまして。

要するに、離島が多いとか市町村数が多いというの、一つは西日本の地形的な特徴だとかそういうものに関係してきているわけで、今度のようには東日本と西日本と区別すれば、別にNTTだけがそうなっているわけではなくて、学校の数を先ほど言われましたが、学校数においても、また小学校や中学校の教員数においても、今度のNTTの分け方と同じように分けますと、大体七千五百人ぐらゐ西の方が多くなる、割合でいいますと一%ぐらゐになりますか、こういう状況であるというところは、まさに東の方には東京を中心とする一つの経済、文化の集中した部分があるとか、いろいろな要因はあると思うのです。その中で、西に離島が多いということは、これはやはり日本列島の地形的な要因なんですね。で

すから、これが西日本の赤字の要因、あるいは先ほどの答弁にありましたように、東より常にコストが高くなる、こういう要因だろうと思うのです。こういう原因によつて西日本の地域に住んでいる人あるいはその中に所在しているところの企業、こういうところは、東よりも常に低いレベルのサービス、つまり格差が生ずる危険というものを押しつけられていることになるわけですね、地形的な問題において。

ところが、郵政省もNTTも、電話事業とか基本的なサービス、こういうところは格差をつくらない、しかし、今後のいろいろな技術の発展やそのほかの中で、多様なサービスという点では当然格差というのは出てくるだろうと。つまり、西日本において、そこに住んでいる方々は、高度なサービスを東よりも受けにくくなるか受けられないか、あるいは実用化がおくれる、普及がおくれる、こういうようなことになるという問題が起くるわけなんです。

割り方の問題ですね。地形がそうなっているのだから、そこで東西会社がそれぞれ努力してというところをおっしゃられますが、なかなかこの地形というものを克服するわけにいかないわけですから、持つて生まれたその基盤的な格差がそこにあると思うのです。

確かに西日本の方が要員が多い、だから何とかこれを削減していつてコストを下げたい。しかし、そういうことをやっていると、やはりサービスの面での問題、例えば保守の面などで矛盾が出るのではないかと申すのです。東と西は会社が違ふのだからサービスが違ふのは当然という一般論ではなくて、大臣、お聞きしたいのですが、NTT分割案では、今度のような分け方をした場合に、常に西日本に格差が生じるという一つの日本列島の地形的な問題がある。北と南に分けたらどうかとかあるかもしれませんが、今度は東と西ということ、東京が入る方とそれ以外の方ということになるわけですね。これは東西会社の勢力の問題なんかじゃないと

思うのです。そういうものととの基盤的な格差、こういうものがある以上は、どうしてもいろいろな形で格差が生じていくだろうということは十分考えられるわけです。

大臣は宮崎でございます。宮崎では受けられないが東北では受けられるサービス、こういうサービスに格差がつくような基盤で分割していく。西の方に住んだのだから仕方がないのだというわけにいかないのでね。その点について大臣はどういうふうにお考えになっていらっしゃるか、格差の問題で。

○谷(公)政府委員 ちよつとその前に私から一言申し上げたいのでございます。

現在、この西会社と考へております区域における収支を見ますと確かに東に劣っておりますことは事実なのでございますけれども、それが絶対的なものかどうか、地形によるものかどうかということにつきましては、まだはっきりわかりません。現在のNTTの経営努力の中でもこの格差というものは改善されつつあるわけでございますし、絶対額としても改善されつつあるわけでございます。私どももいたしましては、この原因が絶対的なものかどうかということにつきましては、なお今後の再編成の中で、NTTの経営努力の中で、その原因を十分見守っていく必要があるのではないかとこのように思っております。

○堀之内内務大臣 再編成後、東西地域通信会社において特に西の方が赤字だ、こういうことで想定されております。どんな企業でも、石の上にも三年という言葉がありますが、したがって三年間は東の方でしっかり面倒を見るということになっておるわけですから、その間に、経営者というのはそれなりの知恵を出して、また技術も非常な進歩をいたしておりますので、私は将来においてそんなに心配してありません。

今日までNTTさんが大きな子会社を二つ三つ持っておられます。皆さん本部にあるときはほとんど立派な成績を上げておられますが、独立して

分社化していきましたら皆立派な成績を上げておる。これが実態でありますから、西のNTTということになりましても、研究施設も十分できるし、東が研究開発が進まないものを、かえって環境の悪いところは特にその努力をして東を追い抜こうというようなサービスをやるられる、私はそういうことを信頼をし、また期待をいたしておるところであります。

○矢島委員 私が懸念するのは、一つは、もともとの基盤的な格差というもののについて、経営努力というだけでこれを解消できるのか。経営努力という場合に、先ほども要員の問題などが出されまして、そういうところを合理化していく、削減していくということになれば、やはり人員が減るわけですから、サービス面とかあるいは電話の保守の問題とか、そういうところの問題が、いろいろ矛盾というものが出てくるのではないかと、この点を私は懸念しているわけです。ですから、いずれにいたしましても、国民・利用者がおまへは西に住んでしまったのだから格差は仕方がないよというのはいささか許容できる問題ではないという点を指摘しておいて、残り時間が少なくなりましたので、もう一つの問題です。

次の問題は、国際通信におけるユニバーサルサービスということでお聞きします。

一昨日の参考人の意見陳述の中でも、鬼木先生が国際通信のユニバーサルサービスがあまりいであるという点を指摘されておりました。

そこで、まず郵政省に聞きますが、国際通信においてやはりもうかる部分ととうからない部分がある。あるいは最初から赤字だとわかつてるような部分もあると思います。しかし、すべての国々を通信でつなぐというのは重要な公共的な役割だろつと思ひます。郵政省のこれまでの答弁では、その責務というのはKDDに担わせるということになると思うのですが、そういうことでいいですか。

○谷(公)政府委員 現段階におきましてはKDDにその能力を持つておるということで、KDDに

その役割をお願いしたいと考えているわけでございます。

○矢島委員 NTTの国際進出というのは、まさにユニバーサルサービスをどうするかという点について、鬼木先生も指摘されたように、今度の法案の中で考慮されていない、このことが一つ指摘できるのではないかと申すのです。

NTTは、国内ではもちろん先ほど出ておりますユニバーサルサービスというものの責任を負わされてゐる。これはNTTが事実上の独占状況である、あるいは、巨象とアリなど象徴されてもいるようだけれども、圧倒的な支配力を持つ事業者だということが背景にあるわけです。これまでの国際通信市場において、KDDと新規参入業者との間には、NTTと国内のNCCほどではないにしても、やはり同じようなことがあった。しかし、今度は世界最大のキャリア、NTTが参入してくる。

我が国の国際通信の市場規模というのは、九五年度で見ますと三千六百億円ぐらいだったかと思ひます。これは国内のチョコレート産業の市場規模とちょうど同じ程度であります。ここに巨象が持ち株会社という大きな力を維持しながら参入する。売上高でいえばKDDの二十倍以上となります。直接参入する長距離NTTだけでも四ないし五倍はあると思ひます。

はるかに小さい力しかない事業者が不採算部門を必然的に抱える、はるかに大きな事業者がいつとこどり、クリームスキミングというふうなことで、もうかる分野に参入してくるということによってKDDより安い料金でサービスができる。これで本当に国際通信におけるユニバーサルサービスが確保できるのだろうか。この点を郵政省はどう考へておられるか。

○谷(公)政府委員 KDDも国際業務だけでなく国内業務を担当することになります。また、NTTも再編成後は恐らく長距離会社のみならず国内、国際の業務を担当されることになると思ひます。その際に料金の体系をいたしましてどのよう

な体系をおつくりになるかということは、これは事業者の判断にもよるわけでございます。

いずれにいたしましても、NTTとKDDのみでなく、規模におきましてはさまざまな規模の会社がこの電気通信の世界に競争、競争して存在するわけでございます。それらの事業者がそれぞれの特徴あるいは創意を生かして競争される、その中で、おつしやいましたような大きな動きは従来から培われました特別な地位というものもあると思うのでございますけれども、そういうことが自由な競争の妨げになるかならないか、そういう点につきましては、これは行政として公正な競争ができるような環境を整えるという役割があるのだからというふうに思つております。

○矢島委員 圧倒的に強い方がもうかる部分だけに参入するといふ、いいところというところはどうか考へても逆立ちしてゐるのではないかと私は考へるわけですが。

時間になりましたので、大臣に一つ、この国際通信におけるユニバーサルサービスというもので、NTTとKDDの競争の中で起きるだろうというこの逆立ち現象、これをどう考へるかなんかというところをお聞きしたかったのですが、時間になつてしまいました。そのことだけちよつと答へていただいて終わりにしたいと思ひます。

○堀之内内務大臣 先ほど局長からも御答弁申し上げましたが、国際通信の確保ということは、これはもう大変な問題であります。今後の国際通信市場の動向を踏まえて、時期を失しない段階で、KDD法の廃止を含めて検討してまいりたい、私はこういうふうに考へております。

○矢島委員 終わります。

○木村委員長 小坂憲次君。

○小坂委員 いよいよ採決前の最後の質問の機会になつてしまいました。十五年間続いてまいりましたこの電気通信事業分野における改革の方向性について、一つの結論とまではいきませんが、一歩踏み出されようとしております。その議論を通じまして、今日までに明らかになつてまいりまし

た課題あるいは問題点、そして将来像といったものについて、最後に残った部分をまとめて質問させていただきますと存じます。

きよの午前中の質疑におきまして、かなり私の疑問も解消してまいりました。その点で、重要な質問にもなりますが、最後の機会でありまして、改めてもう一度お聞きしたいと思ひます。

重要通信の確保について、きよは各委員からの質問もあつたと思つております。重要通信の確保について、今回のNTT法の改正においてそれが維持されることは期待ができることだと思ひますが、さらに進めて、やはりいろいろな危機管理というものが今国会でも議論になつておりますけれども、震災を初めとして、いろいろなそういう災害に当たつた際の電氣通信分野における通信というのは、従来のように電話線だけでは不十分と思ひます。無線通信施設の保守も含めていろいろな重要通信を確保していかなければいけないということが認識をされてきていると思ひます。

今回の電氣通信事業法の改正にかかわる問題点のみならず、そういった広い意味での災害における重要通信の確保について、郵政省としてこれからしっかり取り組んでいくという決意を、これは大臣にお聞きしたいのですが、大臣には後ほどまたお答えをいただく問題もありますので、余り分野違いのところにはお答えになりにくいから、局長、まずこの三法を中心としながら、今後こういうことも考えられる、こういうことについても努力すべきだと思ふという、それぞれの局長としての考えもまぜながら、決意をあらわしていただきたいと思ひます。

○谷(公)政府委員 基本的に、電氣通信事業者につきましても、電氣通信事業法におきまして、その八条で重要通信の確保の義務が書かれております。その他、電波法その他関係法令、災害関係の法令におきましても、通信事業者等の義務が書かれておるところでございますが、先般の阪神・淡路大震災における教訓も踏まえまして、私どもとしては、この問題、大変重要な問題でございます。

で、万全の体制をとるように常にこの内容について検討を加えていく必要があると思つております。

今回のNTTの再編成におきましても、一般的な通信事業者の責務というところは今申し上げたとおりでございますが、再編に当たりまして、そういったシステムが円滑に確保されて移行されていきますようなことにつきましても、私どもも十分配慮をしていかなければならぬと思つております。

それから、御指摘のように、このことは、通信事業者だけではなく自営も含めまして、あるいは有線だけではなく無線も含めまして、全体としてこういった観点からそのシステムが整備されること望ましいわけでございますが、私どもも、関係の方面と十分連絡をとりながら努力をしてまいりたいと思ひます。

○小坂委員 そうですね。私も言いたかったことは、すなわち民間に任せるだけでなく、公共施設あるいは公的機関のそれぞれの施設間の通信の確保ということについては、これはやはり国の機関としては郵政省が中心になる、また局長のところが中心になつて議論をしてそういうものの整備を進める、そのぐらいの決意がないとだめなものですから、ひとつお願いをいたしたいと思ひます。

今回、質問の中で一つ時間がなくて先送りにした問題があります。番号のポータビリティの問題があります。番号のけた数とか、こういうものを新たに変更したり、それから国際と国内のそれぞれの番号の位置づけですね、頭にあるのが例えば国番号とか、あるいは通信の性質をあらわすとか、そういうようなものをこれから省令で規定していただくわけですが、その省令で規定していただくについては、世界的な視野を持って、これから宇宙携帯通信というようなものも出てくるわけですから、これは想定していなかったなということにならないように、また、逆に、自分たちの一つのルールを国際的なルールにできるように、そういう対外的な働きかけもこれからしていただきたい

い、これは意見として申し上げておきます。それから、質問として局長にお願いをしたいのは、電氣通信分野において今後我が国の電氣通信事業者が充実すべき福祉サービスといったものについて、これは一体どういうものが考えられ、またどういふことを郵政省としては進めていききたい、やっていきたいかということですね。例を申し上げた方がわかりやすいかも知れないが、例えば目の不自由な方あるいは耳の不自由な方、それからお年寄りであつたら動けない、いろいろなことが考えられるわけですね。そういった中において、この福祉の分野に電氣通信事業が果たす役割は非常に大きくなっていくと思ふのです。その方針について一言お願いいたします。

○谷(公)政府委員 高度情報通信社会を我々迎えるようとしておるわけでございますけれども、この社会を、高齢者の方もあるいは障害者の方にも十分配慮した人に優しい社会としていくために、だれでも、いつでもどこでも自由に使える、そういう低廉で使い勝手のよいサービスや機器の普及に配慮していかなければならぬと思つております。特に、情報通信が社会のさまざまな活動の分野で非常に重要な手段となりますことを考えますと、この面において、社会的な弱者との間でその利用をめぐる格差がますます広がっていくことは大変問題だと思つておるわけでございます。

このことにつきましては、従来NTTが取り組んでおられましたものといたしましては、高齢者、障害者向けの電話機の月額使用料や工事料の減免でございますとか、身体障害者等の方に対する番号案内料の無料化でございますとか、あるいは車いす用の公衆電話ボックスの設置でございますとか、そういったことにも取り組んでおられますわけでございますけれども、将来の問題といたしまして、先ほども申し上げましたけれども、高齢者、障害者の方々が利用しやすい機器やサービスを開発していくということ、それから高齢者や障害者の方々に特に有効な新しいシステム、これは、そういう障害者の方々が使いやすいということも

あるわけですが、例えば遠隔地で健康診断が受けられるというふうなこともこの方々にとって便宜であらうと思ふわけでございます。こういったことについて、従来から私どももいたしましても、さまざまな助成措置も含めて検討をしてきておるところでございます。

○小坂委員 そのように、ぜひとも、民間事業者が創意工夫を凝らしてそういうサービスを充実したくなるような助成措置、また補助的な施策を導入していただいて、頑張つていただきたいと思ひます。

ここまでいろいろな質問をやつてまいりましたが、今日までの質問の中で明らかになつてまいりましたことは、この電氣通信事業分野は技術の進歩によつて競争環境が激変する、そういう分野であるということ、そして市場区分についても、従来のような、長距離あるいは地域、国内、国際といった、そういったボーダーがなくなつてくる、地球規模のものになつてくる、国境を超えていくというものを考えなきゃいけない時代になつていくことでもあります。また、株式に関連した問題も幾つか指摘をされました。持ち株会社のあり方について、株主の権利保護について、また政府保有NTT株の処理について、そしてNTT保有のKDD株の処理、こういった問題それぞれ指摘をされてまいりました。

さらには、これらのすべてのいろいろな課題の解決に郵政省のこれから策定をいたします基本方針が非常に大きな部分を占めている、この基本方針の策定に当たっては、今まで指摘された内容を十分に反映していただきたいとお願いを申し上げたいと思ひます。

重要通信の確保、そしてユニバーサルサービスと公正競争とのバランスをどうするか、こういった問題、あるいは接続ルールとそして裁定のあり方、こういった問題についても私どもは指摘をしてまいりました。今回の改正は単に第一歩でありまして、これから国内の通信事業が活力ある発展を見るように、私の本会議における質問のときに

も、今回の改革で真に求められているもの、それは、世界の最先端を走る豊かな創造性と活力に満ちた情報通信産業の姿であり、二十一世紀の豊かな市民生活を支える公正な競争関係に裏打ちされた低廉かつ高い利便性を提供する電気通信事業であるはずであります。我々が求めているものは、競争に疲れ、経営に行き詰まった新規産業の会社の姿でないのはもちろんであります。今回の分割によってNTTが弱体化することでもないわけでありまして、そういった点を踏まえて、国際競争に必ず打ちかつ日本の姿を描き出していただきたいと思ひます。

その点について郵政大臣の御決意を伺つて、私の質問を終えたいと思ひます。

○堀之内国務大臣 小坂委員も御承知のとおり、今この情報通信産業が、我が国でもそうでございますが、各国とも経済のリーディング産業として大きな役割を果たしておるところであります。今、世界各国が二十一世紀の戦略産業として、その国際競争力の向上に取り組んでいるところであります。

我が国といたしましても、そのことを十分念頭に置きながら、規制緩和の推進、競争環境の整備などの政策によりまして国内における競争の活性化を積極的に推進してまいりますとともに、我が国の情報通信産業が互いの競争、切磋琢磨を通じてまして国際競争力の向上を図つてまいりたいと思つておる次第であります。また、海外市場への事業展開を図ろうとしている事業者に対しましては、政府としても積極的に支援をしてまいりたいと思つております。

○小坂委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○木村委員長 これにて各案に対する質疑は終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入ります。各案に対し、討論の申し出がありますので、順次これを許します。横光克彦君。

○横光委員 私は、自由民主党、新進党、民主党、社会民主党、市民連合及び太陽党を代表いたします。ただいま議題となつております三法律案に対し、賛成の討論を行うものであります。

御承知のとおり、我が国は昭和六十年に電電公社の民営化、競争原理の導入など第一次情報通信制度改革を果たし、十年余が経過しております。

この間、我が国の情報通信分野は、デジタル化等技術革新が進展する中で、社会経済活動のグローバル化やボーダレス化を背景に、世界的な規模での事業展開、事業提携が行われるなど大きな変化の局面を迎えております。

我が国においても、この世界の潮流に乗りおくれることのないよう、情報通信産業のダイナミズムを促す政策が何よりも要望されているところであります。

また、利用者にとって、多様な選択が可能となり、全国どこでも低廉な価格で良質なサービスが受けられるようにすることが急務とされております。

このような状況を踏まえ、電気通信事業法の一部を改正する法律案は、電気通信市場における新規参入の一層の円滑化と事業者間の公正かつ有効な競争の促進に資するため、所要の改正を行おうとするものであり、極めて適切かつ時宜に適したものと考えられます。

次に、国際電信電話株式会社法の改正する法律案は、国際電信電話株式会社が念願の国内の電気通信市場への進出を果たすことができるようによりしようにとするものであり、これにより市場がより活性化し、国内の価格競争が一段と促進され、国民の利便に資することになると考えております。

次に、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案は、十四年間の長きにわたり懸案となつてきたNTTの分離分割問題の解決として、現行の日本電信電話株式会社を持ち株会社による東西の地域会社二社と長距離一社に再編成しようとするものであります。これは、持ち株会社方式によ

り、長距離通信、地域通信会社の自主性によって競争の促進を図るとともに、今まで規制されていた国際分野へも進出が果たせるよう、メガコンベティションの時代に柔軟に対応できる制度に改めようとするものであり、本案による改正は適切なものであると考えております。

以上、三法律案につきまして賛成の意を表し、討論を終わります。

○木村委員長 矢島恒夫君。

○矢島委員 私は、日本共産党を代表して、日本電信電話株式会社法一部改正案、国際電信電話株式会社法一部改正案、電気通信事業法一部改正案に反対の討論を行います。

まず最初に、本法案の中核であるNTTの国際進出は橋本首相の直接の指示であり、総理の政策判断によつて持ち出されたものであるにもかかわらず、本委員会において総理質問も行わず、またNTTを分割するにもかかわらず地方公聴会も開かないなど、十分な審議を尽くさぬままにこの法案を採決しようとしていることに対して強く抗議するものであります。

NTTの分割再編は、AT&TやBTなどのメガキャリアが国際企業向けのサービスを競っている国際通信市場の覇権争いにNTTを参戦させようというものであります。そのために本法案では、持ち株会社によつて巨大な資本力と競争力を維持しつつ、直接国際通信市場に乗り出す長距離NTTは完全民間会社として、公共性の看板を捨て去つていきます。

これは、社会の神経系統として極めて高い公共性を有している電気通信事業の公共的役割をさらに後退させ、NTTの国際進出に係る投資や経費を国内の電話を中心とした通信事業に負わせるものであり、国際競争力を高めるためのリストラ、合理化や国内の六千万加入者へのサービスダウンと値上げをもたらし危険が高いものであります。国内の公益事業、重要な公共料金である電話料金を源泉として国際通信市場に乗り出すというのであれば、国民・利用者への徹底した経営の公開と

合意のもとで進められるべきであります。本法案による持ち株会社方式と長距離NTTの完全民間会社化は、これと正反対の方向と云わざるを得ません。

NTTの分割が東日本と西日本での重大なサービスや料金の格差をもたらす危険性が大きいことも重大であります。本法案の分割案は、最初から西日本がコスト的にも不利になるようにつくられております。審議の中で、郵政省もNTTも、電話では格差はつけたいとただで、これからますます重要なコンピュター通信を初め多様なサービスを、格差ができるのが当然という姿勢を示しました。地域によつて受けられるサービスに差ができることは、競争などというものではありません。

さらに、今回採用される持ち株会社は、労働組合との団交権を事実上奪うなどの労働者の権利を大きく後退させる危険性を持っており、我が国有数の大企業であるとともに公益企業であるNTTが先頭に立つてこの持ち株会社制を採用することは、社会全体にも深刻な影響を与えるものであります。

日本共産党は、社会の神経系統を支えるという極めて高い公共性を有する電気通信事業は、国民・利用者への経営の公開と監視のもとで進められるべきであると考えております。現在のようないかなる規制ではなく、国民による民主的な規制のもとで情報通信事業を発展させるべきであることを表明し、反対討論を終わります。

○木村委員長 これにて討論は終局いたしました。

○木村委員長 これより各案について採決に入ります。

まず、電気通信事業法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○木村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 ただいま議決いたしました三法律案に対し、亀井久興君外四名から、自由民主党、新進党、民主党、社会民主党・市民連合及び太陽党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。河村たかし君。

○河村(た)委員 ただいま議題となりました電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 国内電気通信のユニバーサルサービスの確保に万全を期すとともに、東・西地域における料金等に不合理な格差が生じないよう十分配慮すること。

一 東・西地域会社における公正有効競争を確

保するとともに、各社の自主性・独立性を尊重しその業務の遂行に支障がないよう配慮すること。

一 情報通信分野におけるボーダレス化・グローバル化に適切に対応し、我が国の電気通信事業者の国際競争力の向上を図ること。

一 NTT及びKDDについて、今後とも経営の効率化を通じて料金の低廉化、サービスの多様化に最大限努めさせること。

一 NTT及びKDDについて、将来の完全民営化の方向を目指し、そのための環境条件の整備に努めること。

一 高度情報化の進展に伴う新たな社会問題が生ずるおそれがある場合には、適時適切かつ柔軟に対応すること。

一 NTT再編後も、大規模災害時における重要通信の確保を図るとともに、福祉サービスの水準の維持・向上に努めること。

一 接続ルールについては、新規技術の進展が著しいことにかんがみ不断に見直し、迅速かつ柔軟に対応すること。

一 NTT再編に伴う株主の権利保護については十分配慮するとともに、NTT株の適切かつ着実な売却を進めること。

一 今後とも、我が国の電気通信事業者に対する規制の見直しを引き続き行うとともに、NTT再編後も、急速に発展する情報通信の変化に即応した利用者サービスが提供されることとなるよう、不断に検討を行い、適時適切に対処すること。

以上です。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

亀井久興君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立多数。よって、本動議のとおり三法律案に附帯決議を付することに決しました。

この際、堀之内郵政大臣から発言を求められておりますので、これを許します。堀之内郵政大臣。

○堀之内郵政大臣 ただいま電気通信事業法の一部を改正する法律案、国際電信電話株式会社法の一部を改正する法律案及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律案を御可決いただき、厚く御礼を申し上げます。

本委員会の御審議を通じて承りました貴重な御意見並びにただいまの附帯決議につきましては、今後の郵政行政を進めるに当たり、御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。まことにありがとうございます(拍手)

○木村委員長 ただいま議決いたしました各法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木村委員長 内閣提出、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。堀之内郵政大臣。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○堀之内郵政大臣 電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的とし

て開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由とし、ないこととする改正を行うとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、第一種電気通信事業の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについて削除することとしております。

第二に、無線局の免許の欠格事由のうち外国性の制限に係るものについては、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等には適用しないこととしております。

その他所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

〔電気通信事業法の一部改正〕

第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号から第七号まで及び第十二項を削る。

第十四条第三項中「及び第十一条(第一項第二号を除く。)」を「並びに第十一条第一号及び

第三号」に改める。

第十九条第一項第三号を次のように改める。

三 第十一号第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

第九十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十一条 削除

第九十一条の二を削る。

第一百十三条第三号を削る。

附則第十九条中「第十一号第一項第一号」を

「第十一号第一号」に改める。

(電波法の一部改正)

第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号を次のように改める。

七 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局

第五条第二項第八号中「前号に規定する」を削り、「外国人工衛星局」を「無線局」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

サービスの貿易に関する一般協定の第四議定書の実施に伴い、第一種電気通信事業の許可及び電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局等の免許について、それぞれ外国人等であることを欠格事由としないこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成九年六月四日印刷

平成九年六月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P